

多治見市浸水事前防災行動計画 (平成27年度版)の概要

平成28年3月

多治見市タイムライン検討会

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン)の検討経緯

タイムラインとは・・・

- 国や自治体など防災に関わる組織が連携し、事前調整を図り、台風等に対するそれぞれの役割や対応行動を定めた計画
- 計画では『いつ(台風上陸〇時間前等)』『誰が(組織)』『何を行うか(避難をはじめとした防災行動等)』を明確化

多治見市におけるタイムラインの検討経緯

- 台風による大雨により発生する内水氾濫や庄内川(土岐川)からの外水氾濫に備え、多治見市におけるタイムラインを策定するため、平成27年7月に下記の構成員による検討会を設置
- 平成28年3月までに5回の検討会を開催、多治見市事前防災行動計画(平成27年度版)をとりまとめ

<検討会の構成員>

座 長：松尾一郎氏 (CeMI 環境防災研究所副所長)

アドバイザー：村中 明氏 (元気象庁予報課長)

構 成 員：庄内川河川事務所、多治見砂防国道事務所、岐阜地方気象台、岐阜県、岐阜県警察、消防団、住民代表
多治見市(企画防災課、予防警防課、道路河川課、福祉課、子ども支援課、下水道課、浄化センター、南消防署、教育総務課)

<検討会の経緯>

平成27年7月21日 「多治見市浸水事前防災行動計画検討会」設置
「第1回 検討会」

(平成23年9月台風の振り返り)

平成27年10月28日 「第2回 検討会」
(各組織における防災行動の抽出)

平成28年 1月12日 「第3回 検討会」
(防災行動のタイミングの整理)

平成28年 2月 9日 「第4回 検討会」
(防災行動の役割分担の整理)

平成28年 3月11日 「第5回 検討会」
(多治見市浸水事前防災行動計画(平成27年度版)の確認)

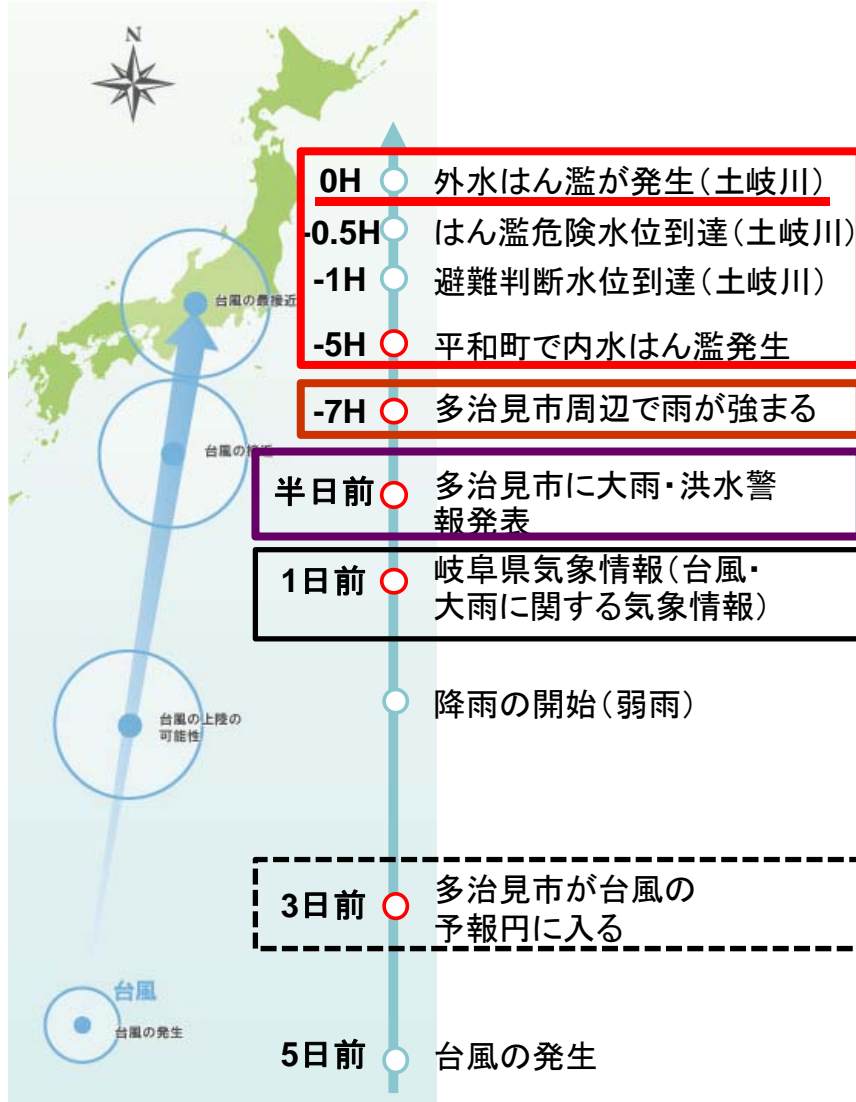


多治見市浸水事前防災行動計画(平成27年度版)をとりまとめ

検討会の開催状況

多治見市における浸水事前防災行動計画(タイムライン)の概要

多治見市浸水事前防災行動計画のイメージ



<多治見市浸水事前防災行動計画概要>

時間軸 (タイムライン レベル)	主な防災行動	対応者
レベル5 「緊急対応」	<ul style="list-style-type: none"> 外水エリアの避難勧告 水防活動の実施(外水) 水位に応じて防災対応者の安全確保 	(実行) 多治見市、岐阜県 国土交通省、消防署 消防団、岐阜県警、
レベル4 「行動」	<ul style="list-style-type: none"> 道路通行規制の実施 外水エリアの避難準備情報 水防活動の実施(内水) 内水排除活動の実施 	(実行) 多治見市、岐阜県 国土交通省、消防署 消防団、岐阜県警、
レベル3 「早期警戒」	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動の準備 道路通行規制に関する準備 内水エリアの避難準備情報・勧告 避難誘導、避難支援の開始 	(実行) 多治見市、岐阜県 国土交通省、消防署 消防団、岐阜県警、 自治会
レベル2 「準備」	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部の設置 休校等の検討 避難所の準備 市民への注意喚起 災害時要配慮者への避難支援 	(実行) 多治見市 等 (意思決定支援) 気象台、国土交通省
レベル1 「立ち上げ」	<ul style="list-style-type: none"> 連絡体制の確認 情報共有の開始 	(実行) 全機関

次ページに例示

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン)平成27年度版

例：タイムラインレベル2（抜粋）

いつ

何を

誰が

タイムライン レベル	対応事項		行動項目	防災支援							
	行動内容	行動細目		岐阜地方 気象台	河川 庄内川 事務所	多治見市 市長	企画 防災課	多治見市 教育総務課	多治見市 子ども支援課	岐阜県 防災課	
II	多治見市 台風対応 TimeLine Level 2 「準備」										
	移行基準：【台風】多治見市が引き続き台風の予報円内にあるかつ「岐阜県内」に24時間雨量200mm以上の降雨が予想される場合										
	多治見市、庄内川河川事務所、岐阜地方気象台による情報共有(TV会議やメーリングリスト)										
	7 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】										
	7-1	気象状況・情報の把握	気象情報および台風情報の収集	○			◎	○	○		
	7-2		市役所職員に対する気象情報・台風情報の伝達				◎	○	○		
	7-3		意思決定のための災害対策本部への情報提供				◎				
	8 防災対応計画の策定と共有【意思決定】										
	8-1	防災体制に関する意思決定	タイムラインレベル引き上げ(TL2:準備)の意思決定	○	◎		◎				○
	8-2	災害対策本部設置に関する意思決定	意思決定・判断資料の作成	○	○		◎				○
	8-3		市長へのレク				◎				
	8-4		災害対策本部の設置				◎				
8-5	本部員の参集					◎					
8-6	本部設置の周知				◎						
8-7	学校・幼稚園・保育園等における休校等の意思決定	教育委員会及び子ども支援課による学校・幼稚園・保育園等における休校等の意思決定	○	○		○	◎	◎		○	
8-8	市管理施設の営業判断(指示)	市管理施設の営業休止の判断・意思決定	○	○		○		○		○	
8-9	(状況に応じて)リエゾンの派遣要請					◎					

○気象台からの台風情報等の収集・伝達

○台風情報等を受けた各機関の行動

◎ → 行動の実施者
○ → 行動の支援者